

県・市町名	制度・事業名	＜リンク用＞ HPアドレス (URL)	対象	内 容	担当課
宝達志水町	マイホーム取得奨励金	https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/johosuishinka/2/3_1/584.html	新築 購入	①町内に定住するため住宅を新築・購入した場合に150万円 ②町内建築業者を活用して新築又は購入した場合には、さらに50万円を上乗せする。 ③45歳以下の町外からの転入者には、ひとりにつき20万円加算（加算限度額100万円）	企画情報課 0767-29-8230
	民間賃貸住宅家賃補助事業補助金	https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/johosuishinka/2/3_1/1224.html	家賃	若年層の定住を目的とし、町内の民間賃貸住宅に居住する者への家賃補助金補助金額は、月額家賃の1/3以内（上限 15,000円） ※夫婦それぞれの年齢が45歳以下であること	
	空き家改修費等助成金	https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/johosuishinka/2/akiya/656.html	改修	空き家バンク登録により、賃貸契約が成立した物件に助成金を交付します。 ①改修費用 町内施工業者を利用した場合：改修費の1/3以内で上限100万円 町外施工業者を利用した場合：改修費の1/3以内で上限50万円 ②家財道具の撤去 家財道具等の撤去に要する経費（助成対象者自らが行う場合の経費は除きます） 対象経費の1/2以内で上限10万円 ③清掃費用 清掃等に要する経費（助成対象者自らが行う場合の経費は除きます） 対象経費の1/2以内で上限3万円 ④その他（転入者加算） 45歳以下の転入者1人につき20万円ずつ加算（加算限度額100万円） ※平成31年4月1日以降に転入し かつ 2年以上町外の住民基本台帳に記載されている方が対象	
	結婚新生活支援事業補助金	https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/johosuishinka/2/3_1/4895.html	家賃 改修 引越	夫婦の合算した所得が500万円未満の世帯に対して、住宅物件の賃借に係る家賃（最初の1か月分）、リフォーム費用及び引越費用の一部を補助（上限30万円） ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下（上限30万円） ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下（上限60万円）	
	住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金	https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/kankyo/2_1/1/3919.html	設置	自ら居住する住宅にシステムを設置又はシステム付きの住宅を購入する方 【対象システム】 ・住宅用太陽光発電システム（最大出力10kw未満） ・住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム 【補助金額】 ・それぞれ一律5万円	環境安全課 0767-29-8140
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/chiikiseibika/2_1/2819.html https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/3/4/2569.html	改修	①耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ②耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	地域整備課 0767-28-8160
	民間賃貸住宅建設補助事業	https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/chiikiseibika/3/1225.html	新築	民間賃貸住宅の建築に係る本体工事の10%を補助（限度額500万円） ※1棟あたり4戸以上で、1戸あたり床面積が30㎡以上あること。 ※各戸に玄関、浴室、台所、トイレが設置されていること。	
	がけ地防災対策工事費補助金	https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/kurshi_tetsuzuki/7/2424.html	改修	がけ地の安全対策工事に対する補助 （こう配が30度を超える傾斜地でかつ高さ3mを超えるがけ等） ①防災工事等：補助率1/2 限度額100万円 ②応急防災工事費：補助率1/2、限度額30万円	
	危険ブロック塀の除却に関する補助金	https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/7/2633.html	撤去	道路に面する東海島の危険のあるブロック塀を撤去する費用の補助 補助金額 1㎡あたり4,000円 限度額10万円	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	—	改修	介護を要する高齢者・重度身体障害者（身体障害者2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康福祉課 0767-28-5505